

# 令和8年度 茅ヶ崎市立鶴嶺中学校 いじめ防止基本方針

## ◎いじめの定義

「いじめ」とは当該児童生徒が、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

## 1 いじめの防止に係る基本的な考え方

### (1) 本校職員のいじめに関する基本的な姿勢

- 「いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう、絶対に許されない行為である」という姿勢を全職員で全校生徒に発信し続ける。
- 「いじめは、どの学校の、どの年齢の子どもにも、起こりえる」という認識を全職員が持ち続ける。
- 「いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こりえる」という認識を全職員が持ち続ける。
- 「いじめは、「被害者」・「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもに注意を払う必要がある」という認識を全職員が持ち続ける。
- 「いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多い」という認識を全職員が持ち続け、子ども並びに保護者等の訴えに対して組織的に対応をしていく。
- 「いじめは、その行為や様態により、犯罪行為である」との認識を全職員が持ち、関係機関と連携を図りながら組織的に対応をしていく。
- 子どもの感じる被害性に着目した判断を行う。
- いじめ解消の定義（事案が収まって3月の経過）を明確にし、継続的な支援を徹底する。
- ※特に配慮が必要な生徒への適切な支援と、保護者との連携を強化する。また、周囲の生徒へ理解を深めるための指導を行う。  
※…発達障害を含む障がいのある生徒、外国とつながりのある生徒、性的マイノリティーとされる生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒など

### (2) いじめの禁止の指導

- ・いじめは人権侵害であり、犯罪行為であるとの認識に立った指導を行う。
- ・鶴嶺中学校の生徒は、いじめを行わない様に、また、いじめの事実を知った場合は、速やかに教職員に報告する様に日頃から指導する。

## 2 いじめの防止に関する指導内容

### (1) いじめの「未然防止」のための取り組み

- ・インクルーシブ教育の視点を含む多様性を尊重する教育を推進し、認め合い、支え合い、高め合うことができる集団づくりを目指す。
- ・生徒が自主的に行う、いじめ防止に関する活動を支援・推進する。
- ・地域での交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりを進める。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・授業研究を通じた質の高い授業づくりに取り組み、授業規律の確立、安心して生活できる集団の育成を目指す。

### (2) いじめの「早期発見」のための取り組み

- ①日頃の学級等での生徒観察
- ②いじめの早期発見を目的とする生徒に対する定期的な調査

- ・生徒対象の生活アンケート 年3回
  - ・学級担任等による教育相談等 年2回
  - ・学級担任等による個別面談 年2回
- ③生徒や保護者がいじめに係る相談を円滑に行うための相談体制の整備
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教育相談員の活用
  - ・「いじめ防止対策会議」による情報共有
- ④校内の巡回による生徒の観察
- ⑤いじめ防止等のための対策に関する研修の奨励と、いじめ防止等に関する職員の資質向上

### (3) いじめの「早期解決」のための取り組み

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合、必ず声を掛けすぐにその行為をやめさせる。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ③いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合やいじめに係る相談を受けた場合は、初動チーム（原則学年内での情報共有と方針確認）が対応する。同時に管理職へ速やかな報告を行い組織的な対応をする。
- ④いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめに関する情報を関係保護者や生徒に伝え、協力を仰ぐ。また、いじめを受けた生徒の心のケアを心掛け、生徒及び当該保護者との継続的な相談体制を整える。更に、加害者側の背景を探るとともに、その心情をくみ取り必要な支援並びに指導を行う。

#### いじめ防止対策推進法 第9条（保護者の責務）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ⑤いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図り、加害生徒に対し一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ⑥いじめを見ていたり、認識していたりした周囲の生徒等にも自分自身の問題として捉えさせ、黙っていることはいじめに加担することにつながることを理解させ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦いじめをはやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為等もいじめであることを理解させ、改めるよう指導する。
- ⑧事案によっては、茅ヶ崎市育委員会学校教育指導課及び茅ヶ崎警察署生活安全課少年係等と連携し厳正に対処する。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性から悪質な表現が使われやすいこと、そして、SNSを通じて発信される情報は、完全には削除することが難しい等の特性を生徒が十分に認識し自制できるよう、生徒及び保護者を対象とした情報モラル（サイバー犯罪防止）教室等の啓発活動を計画的に実施する。

また、市教育委員会の協力を仰ぎ、インターネット有害情報監視を活用する。

## 3 初期対応について

いじめと疑われる相談や通報（連絡等）があった場合には、直ちに初動チーム（原則学年）が対応をする。初動チームで対応経過を必ず共有し、対応の不備等がないか確認しながら進める。ただし、即時的な対応が必要な場合は、その場で対応できる教職員が適切に緊急対応（当事者個別の聞き取りや緊急避難等。判断に迷う場合はまず学年に相談すること）を行う。また、事案が複雑な場合や判断に迷う場合は、生徒指導担当及び管理職へ報告し、情報の共有やその後の対処方針を決定し実

行に移す。

なお、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する「いじめ防止対策会議」を年に3回程度開催する。

(1) 「いじめ防止対策会議」の構成

校長、教頭、生徒指導担当、学年生徒指導担当、スクールカウンセラー、心の教育相談員、教育相談コーディネーター、養護教諭など

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針の検討（第1回いじめ防止対策会議にて）
- ・年間計画作成・実行・検証・修正（第1回いじめ防止対策会議にて）
- ・問題行動、不登校およびその傾向のある生徒、いじめ等に関する情報を共有し、対応等について意見交換をする。また、管理職の指示を仰ぐ。

(参考)

いじめに関する相談・通報（連絡）の窓口…学級・学年ほか

いじめの判断と情報収集…原則学年（生徒指導担当との連携、管理職への報告等）

いじめ事案への対応検討・決定・実行…原則学年

いじめ事案の報告…いじめ防止対策会議、職員会議

保護者や関係機関との連携・支援の方策検討…いじめ防止対策会議

毎月の認知件数の報告及び対応についての確認…生徒指導担当 ➡ 管理職の確認

## 4 重大事案への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、※1相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、学校は市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐこととする。なお、市教育委員会の判断で、調査主体が学校となった場合は、「いじめ防止対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

※1…いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文科省：H29.3）によると、不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。また、いじめにより生徒が、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合もいじめ重大事態と判断する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、学年生徒指導担当、学年主任、スクールカウンセラー、心の教育相談員、養護教諭、教育委員会からの専門家や第三者など

※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- ・発生したいじめ重大事態に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法での情報提供、説明及び精神的なケアを行う。
- ・市教育委員会に調査結果報告をする。
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

## 5 その他

いじめ防止の取り組みを学校評価に位置付け評議委員会等で説明する。